



平成 17 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社グッドマン  
代表者名 代表取締役社長 山本 明  
( JASDAQ ・ コード 7535 )  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員 経営企画室長  
余語 岳仁  
電話 0 5 2 - 7 7 4 - 4 3 5 0

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 17 年 9 月 22 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役および従業員ならびに社外協力者（以下、「対象者」という。）の連結業績向上の意欲や士気を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とし、対象者に対して以下の 2．に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

#### 2．新株予約権の発行要領

##### ( 1 ) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 1,000,000 株を上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1 株未満の端数は切捨て）。なお、かかる調整は当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についてのみ行うものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。なお、かかる調整は当該時点で行使又は消

却されていない新株予約権についてのみ行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

10,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、又は発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、商法第221条ノ2の規定（単元未満株式の売渡請求）に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成17年11月1日から平成27年8月31日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。

( 8 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

以上